

<報道発表資料>

令和8年6月30日

京都市総合企画局総合政策室政策総務担当

京都市長の資産等の公開

「京都市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、松井孝治京都市長から報告書が提出されました。

この報告書について、令和8年6月30日（火）午前10時から、情報公開コーナー（京都市役所北庁舎1階）において公開します。

1 「資産等補充報告書」について

松井市長から、毎年新たに有することになった資産等であって、12月31日現在有するものについて報告する「資産等補充報告書」が提出されました。その内容は次のとおりです。

土 地	新たに有するものはなし。	船 舶	新たに有するものはなし。
建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	新たに有するものはなし。	航 空 機	新たに有するものはなし。
建 物	新たに有するものはなし。	美 術 工 芸 品	新たに有するものはなし。
預金及び貯金	新たに有するものはなし。	ゴルフ場の利用に関する権利	新たに有するものはなし。
有 価 証 券	新たに有するものはなし。	貸 付 金	新たに有するものはなし。
自 動 車	新たに有するものはなし。	借 入 金	新たに有するものはなし。

2 「所得等報告書」について

松井市長から、前年（令和7年）分の所得について報告する「所得等報告書」が提出されました。その内容は次のとおりです。

不 動 産 所 得	2, 8 8 9, 4 7 8 円
給 与 所 得	2 1, 1 0 6, 6 4 9 円
雑 所 得	8 5 9, 9 6 0 円

3 「関連会社等報告書」について

松井市長は、報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問等の職に就いていないため、「関連会社等報告書」は提出されていません。

<お問合せ先>

京都市総合企画局総合政策室政策総務担当

電話：075-222-3033